

肥料価格高騰対策事業(秋肥:追加)のお知らせ

○肥料価格高騰対策事業とは？

肥料価格高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分に対し国から70%、県から15%が支援されます。

※上昇率は後日決定されます。

○農家からの申請条件

事業要件は5件以上の農業者グループ(販売農家)や化学肥料低減メニューの選択などの条件があります。事業条件をクリアするために、JAと市町が取組実施者となり、事業申込みを受付してまとめて申請します。

今回令和4年産秋肥(6月~10月購入分)の事業追加申込受付を行います！

○肥料価格高騰対策事業(秋肥:追加)の申込内容

①事業申込内容について

以下の日程で受付会場を設け事業受付を行います。

- ・令和5年1月17日午前9時~午後4時 JA嘉穂支所
- ・令和5年1月18日午前9時~午後4時 JA本所

②事業申込内容について

・秋肥対象肥料をJAから購入された方は個別に「事業申込書」「購買代金請求書」を郵送していますので、記入後受付会場にご持参ください。

・現金購入分については領収書をご持参ください。

JAふくおか嘉穂 肥料価格高騰対策事業お問い合わせ先
TEL:080-1722-4335 担当:藤野
TEL:080-6459-1857 担当:中川

【肥料価格高騰対策事業（秋肥追加）Q&A】



事業の申請はどうしたらいいの？

今回新規で申込みされる方は6月～10月末までの領収書とJAの振込口座（通帳の写し）を受付会場へ持ち込んでください。
JAで購入された場合は事業申込書と購買代金請求書を個別に郵送しています。



事業要件の化学肥料低減計画書の取組みメニューは自分で決めていいの？

取組みメニューによっては、作業写真や作業写真の提出を求められるため、取り組みやすく確認しやすいメニューについて提案します。詳しくは受付時に確認します。



前回秋肥の事業申込みをしたけど、また追加でしないといけないの？

前回秋肥で申請された方で9月15日から10月末までにJAから肥料を購入された方は申込みの必要はありません。
JAから追加申請を行います。
ただし、申請以降10月末までに現金で肥料を購入された場合、受付会場に領収書をご持参ください。

